

## さぬき市移住促進家賃等補助金交付要綱

平成28年3月31日

告示第67号

(趣旨)

第1条 この要綱は、移住者の住宅の賃借に係る費用の一部を助成することにより、移住及び定住の促進による地域の活性化を図るため、移住者に対し、さぬき市移住促進家賃等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、さぬき市補助金等交付規則（平成25年さぬき市規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 香川県外で3年以上居住した後、転勤、就学その他一時的な居住ではなく、定住の意思をもって転入し、本市に住民票の登録がある者をいう。
- (2) 定住 転入後、市内に永住し、又は相当期間生活の本拠を置くことをいう。
- (3) 住宅 地方税法（昭和25年法律第226号）第73条第4号に規定する住宅をいう。
- (4) 家賃 住宅の賃貸借契約で定められた賃借料（管理費、共益費、駐車場使用料等直接住宅の賃借料と認められないものを除く。）の月額をいう。
- (5) 初期費用 住宅の賃貸借契約締結に関して要した礼金、手数料及び保証料の合計額をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす移住者とする。

- (1) 平成28年1月1日以降に本市へ転入し、住民票の登録があること。
- (2) 本市に定住する意思があること。
- (3) 単身世帯の場合は、転入日現在において年齢が40歳未満であること。
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する生活保護受給世帯又は他の公的家賃補助を受けていないこと。
- (5) 日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有していること。
- (6) 世帯構成員（移住者本人及びその者と生計を一にする親族をいう。以下同じ。）に規則第5条第2項各号に掲げる者、総会屋（企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）又はこれらに準ずる者がいないこと。

(7) 世帯構成員が、納付すべき納期の到来した香川県税及び市税を完納していること。

(8) 世帯構成員が、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。

(9) 世帯構成員が、香川県東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱（平成31年3月26日付け30地域第74711号）に基づく補助金を間接補助金として受給していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、企業等の人事異動等により市内に定住しないことが明らかであると市長が認める者は、補助金の交付対象としない。

（補助対象住宅）

第4条 補助金の交付の対象となる住宅は、補助対象者本人が契約者となり、移住に際し新たに賃借する住宅とする。ただし、次に掲げる住宅を除く。

(1) 公営住宅、特定公共賃貸住宅、定住促進住宅その他公的賃貸住宅並びに勤務事務所の官舎、雇用促進住宅、社宅及び社員寮

(2) 世帯構成員の3親等内の親族が経営する賃貸住宅

（補助金の種類等）

第5条 補助金の種類は、住宅家賃補助金及び住宅初期費用補助金とし、その額及び交付の要件は、別表に掲げるとおりとする。

（補助金の交付申請手続等）

第6条 補助金の交付申請から交付までの手続のうち、規則第13条の規定により、市長が別に定める手続は、次条から第12条までに定めるところによる。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて、移住促進家賃等補助金交付申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

(1) 住民票謄本（続柄が記載されたもの）

(2) 戸籍の附票（日本国籍を有する場合）

(3) 住宅の賃貸借契約書の写し

(4) 住宅の賃貸借契約締結に関して要した初期費用の額及びその内容が分かる資料の写し

(5) 移住促進家賃等補助金誓約書（様式第2号）

(6) 世帯構成員が、納付すべき納期の到来した香川県税及び市税を完納していることを証明する書類

(7) 住宅手当等（事業主が従業員に対して支給又は負担をする住宅に関する全ての手当等の月額）の額が確認できる書類

(8) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請（前項の規定による申請をいう。以下同じ。）は、申請者が市へ転入

した日から3か月以内に行わなければならない。ただし、住宅家賃補助金の交付申請は、第5条の規定により別表に掲げる交付の要件に該当する家賃について年度ごとに行うものとし、この項本文の規定による交付申請の日の属する年度の翌年度以降の年度における交付申請は、各年度の4月末日までに行うものとする。

3 前項ただし書の規定により各年度の4月末日までに行う交付申請に当たっては、市長は、第1項各号に掲げる書類の一部を省略させることができる。

(交付の決定等)

第8条 市長は、交付申請の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、移住促進家賃等補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 交付決定(前項の規定による決定をいう。以下同じ。)に付する条件は、次に掲げるものとする。

(1) 規則及びこの要綱(次号において「交付要綱等」という。)の規定に従うこと。

(2) 補助金の額は、実績報告書を交付要綱等に基づき審査した上で確定させるものとする。

(3) その他市長が必要と認める条件

3 市長は、交付申請の内容を審査し、補助金を交付すべきでないものと認めるときは、移住促進家賃等補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第9条 申請者は、交付申請の内容に変更があるときは、移住促進家賃等補助金変更申請書(様式第5号)に関係書類を添えて、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認を行うことを決定したときは、移住促進家賃等補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 申請者は、次の各号に掲げる家賃又は初期費用の区分に応じ、当該各号に定める期限までに、家賃及び初期費用の支払が完了したことを証明する書類の写しその他市長が必要と認める書類を添えて、移住促進家賃等補助金実績報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由により期日までの提出が困難となったときは、市長の承認を受けなければならない。

(1) 4月から9月までの家賃及び当該期間に支払った初期費用 当該期間の属する年度の9月30日まで

(2) 10月から3月までの家賃及び当該期間に支払った初期費用 当該期間の属

する年度の3月31日まで

(額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する実績報告の内容を審査の上、補助金の額を確定し、移住促進家賃等補助金の額の確定通知書（様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた申請者は、移住促進家賃等補助金交付請求書（様式第9号）により、市長に補助金を請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、規則第14条第1項の規定により交付決定を取り消すときは、移住促進家賃等補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

2 市長は、規則第14条の規定による交付決定の取消し又は補助金の返還により申請者に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。

(調査等への協力)

第14条 市長は、補助金の交付による移住及び定住促進の効果を検証するため、補助金の交付を受けた者（規則第14条の規定により市長がその返還を命じた者を除く。）に対し、必要な調査等への協力を求めることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

種類	補助金の額	交付の要件
住宅家賃補助金	家賃から住宅手当等を差し引いた額の2分の1（1,000円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた額）と2万円とを比較していずれか少ない額	転入した日の属する月の翌月（平成28年2月29日以前に転入した場合は、平成28年4月）から起算して24か月目までの家賃を対象とする。ただし、補助対象者が本市に転入した日の属する月の翌月から補助金の交付申請をした日の属する月までに支払を完了した家賃については、補助金の交付申請をした年度と同一年度内の家賃に限り、補助金の対象とする。

住宅初期費用補助金	初期費用の合計額からこれらの額に係る事業主が従業員に対して支給する手当を差し引いた額の2分の1（1,000円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた額）と6万円とを比較していずれか少ない額	交付は、1回に限る。
-----------	---	------------